

わたしは消費者

令和6・7年度版 中学校消費者教育用副読本



年 組 番 氏名

かしこい消費者になろう

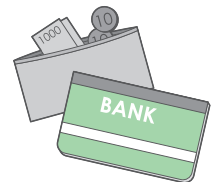
私たちの消費生活

・自分や家族の消費行動に関心をもつことができる。

消費行動チェック

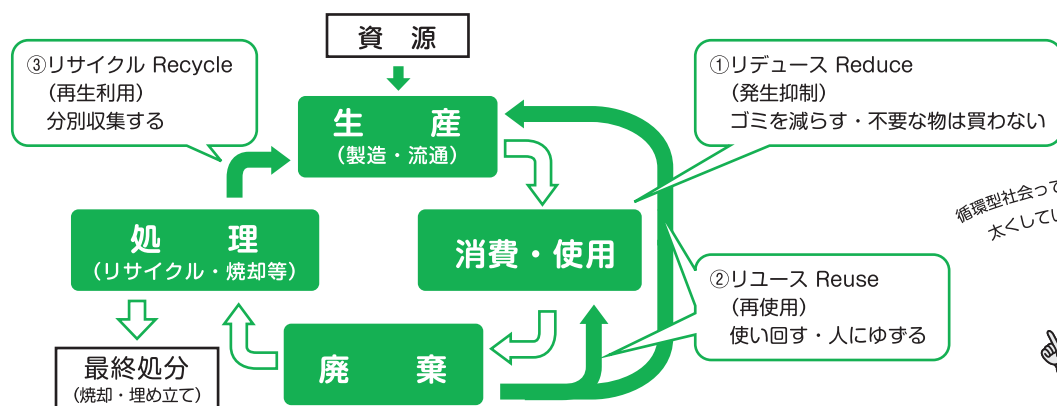
自分や家族の消費行動を振り返り、あてはまるものにチェックをしよう。

- | | |
|----------------------------------|----------|
| ① 中学生も消費者であるということを知っていますか。 | はい ・ いいえ |
| ② 通信販売を利用したことがありますか。 | はい ・ いいえ |
| ③ 電子マネー（スイカ・パスモなど）を使用したことがありますか。 | はい ・ いいえ |
| ④ 商品の表示やマークを確認してから買っていますか。 | はい ・ いいえ |
| ⑤ レシートや領収書をもらうようにしていますか。 | はい ・ いいえ |
| ⑥ お小遣い帳をつけていますか。 | はい ・ いいえ |
| ⑦ 商品購入の時に情報を比較検討していますか。 | はい ・ いいえ |
| ⑧ 品物を計画的に購入していますか。 | はい ・ いいえ |
| ⑨ 歯磨きのときに水を出したままにしませんか。 | はい ・ いいえ |
| ⑩ ごみはきちんと分別していますか。 | はい ・ いいえ |
| ⑪ 環境を守る3Rを知っていますか。 | はい ・ いいえ |
| ⑫ 買い物のときにマイバッグを持参していますか。 | はい ・ いいえ |
| ⑬ 消費行動で困ったときに相談する機関を知っていますか。 | はい ・ いいえ |
| ⑭ 消費者には権利と責任があることを知っていますか。 | はい ・ いいえ |



循環型社会 - ぐるっと回そう -

優先順位は ①発生抑制（Reduce）②再使用（Reuse）③再生利用（Recycle）



循環型社会ってこの輪をつなげて
太くしていくことなのね！



自己評価(A: よく分かった・B: 分かった・C: 分からなかった)

感想(感想は目標の振り返りを記入：全て共通)

消費者としての自覚をもとう

- ・消費生活を振り返ることができる。
- ・契約について理解できる。

1. 朝起きてから学校に来るまで、食べたり使ったりした物を具体的に記入しよう。

--

2. 物資とサービスについて考えよう。

- (1) わたしたちは毎日代金を支払って商品を購入している。
- (2) 商品には () < 形のあるもの > と () < 形のないもの > がある。
- (3) 次の商品を物資とサービスに分けてみよう。

物資：	サービス：

A・食料品 B・水道 C・衣料品 D・電気 E・文具 F・交通 G・歯の治療 H・クリーニング
I・電化製品 J・家具

3. 中学生としての消費生活を考えよう。

お金を支払って商品を購入し、生活することを「消費生活」という。

商品を購入するためのお金は、家族が働いて得た収入であり、毎日の生活で使われるお金は限られている。欲しいという理由だけで買うのではなく、本当に買う必要があるのか、検討をしながら () に買い物をする必要がある。私たち中学生も () の一人として自分と家族がよりよい () を送るためによく考えた () をとれるようになるう。

A・消費行動 B・計画的 C・消費生活 D・消費者

4. 契約について知ろう。

商品を買うことは売上の () になり、消費者の「買いたい」という意志と販売者の「売りたい」という意志が () したときに成立する。契約とは、() によって保護された約束事である。契約内容を守る () と () が生じ、一方的に契約を取り消すことはできない。友達と遊びに行く約束や親にゲームソフトを買ってもらった約束は、破ったからといって、判決を求めたり法律上の責任を負わせることはできない。つまり契約とはいわない。

A・権利 B・合致 C・義務 D・契約 E・法律

これって契約？

1. ファーストフード店でハンバーガーを買う

○どれか一つ選んでみよう

- ① 契約だと思う
② 契約だと思わない
③ わからない



2. 親にゲームソフトを買ってもらった約束をする

○どれか一つ選んでみよう

- ① 契約だと思う
② 契約だと思わない
③ わからない



3. 携帯電話に音楽をダウンロードする

○どれか一つ選んでみよう

- ① 契約だと思う
② 契約だと思わない
③ わからない



自己評価 A ・ B ・ C

感想

販売方法と支払い方法

・販売方法と支払い方法の種類と特徴について理解できる。

1. 販売方法の種類と特徴をまとめよう。

販売方法	() 販売	() 販売	() 販売	() 販売	() 販売
種類	小売店・専門店・デパート () ()	消費生活協同組合など	() 販売	() 販売	- 自動販売機による販売 - 移動販売 - 展示会販売
特徴	- 商品を見て購入できる。 - 他の商品と比較できる。 - 店舗がないと購入できない。 	- 店舗に行かなくても、商品の購入ができる。 - 組合員が商品カタログなどを見て購入し、配達してもらう。	- 実物を見ることができない。 - ジャドママークを確認する。	他の商品と比較しにくい。	

* 通信販売は代金を振り込んだのに商品が届かない、また別の商品が届くなどのトラブルが発生することもある。

* 通信販売業界では協会会員の業者にジャドママーク(右記)を付け、返品や交換のルールを表示するようにガイドラインを定めている。



2. 支払い方法の種類と特徴をまとめよう。

	() 払い	() 払い	() 払い
方法	前もってプリペイドカードや券を買っておき、()の代わりに使う。	買おうとする商品と引き換えに、その場で()を支払う。	商品を先に手に入れ、期日までに一括もしくは分割で支払う。＜分割払いは手数料がかかる場合もある＞
種類	図書カード () など	現金 () カードなど	() カード、携帯電話の使用料、利用料や公共料金の支払いなど
特徴	例) プリペイド型電子マネー - プリペイド型電子マネーは、カードに繰り返しチャージ(入金)して、何度でも支払いに利用できる。 注 - 前払いなので使いすぎない。 - 使える店などが限定される。 - 誰でも使用可能なため紛失に気を付ける。	例) デビットカード - 銀行などの金融機関のキャッシュカードを、買い物で利用できる。利用すると即座に代金が口座から引き落とされる。 注 - 使える店などが限定される。 - 使用口座に残金がなければ使用できない。 - 口座名義人のみ使用できる。	例) クレジットカード - クレジット会社が一時的に商品の代金を立て替え、消費者はクレジット会社に代金を後払いする。 注 18歳未満の人はクレジットカードを作れない。 * 現金や使用口座の残高がなくても定められた限度額までは使用できるため、支払いきれない額のものを購入してしまう場合がある。 * カードの名義人のみ使用できる。

自己評価 A ・ B ・ C

感想

商品の選択と購入

・商品を適切に選択、購入、活用することができる。

1. 次の商品を購入するとき、何をポイントに選びますか。 その理由は何ですか。

		＜自 分 の 考 え＞	＜グ ル ー プ の 考 え＞
自 転 車	ポイント		
	理 由		
学 習 塾	ポイント		
	理 由		

2. グループの考えを発表してみよう。

3. 他のグループの発表をメモしよう。

--

4. 商品を購入するときのポイントをまとめよう。

ポイント	()	()	()	()
内 容	- 品質は良いか - 安全か - 機能的か - 原材料は何か - 衛生的か	- 品質や用途からみて適切か - 予算に合うか	- 保証書や取扱い説明書があるか - 保証期間はどれくらいか - 購入後の点検や修理などのサービスがあるか	- 資源やエネルギーの節約になるか - 資源を無駄にしているか

5. 商品を活用するために自分の消費行動をチェックしよう。

- | | | | |
|----------------------|-----|-----------------------|-----|
| ① 商品の情報を収集する。 | () | ⑦ 支払方法をどうするかを検討する。 | () |
| ② 複数の商品の情報を比較して検討する。 | () | ⑧ 本当に必要なものかを考える。 | () |
| ③ 商品を自分で確認する。 | () | ⑨ 商品を確認してから受け取る。 | () |
| ④ 商品の表示やマークを確認する。 | () | ⑩ レシートや領収書などを確かめる。 | () |
| ⑤ 環境のことを考える。 | () | ⑪ 計画的に購入することができる。 | () |
| ⑥ どこで購入するかを検討する。 | () | ⑫ 購入した商品は無駄にしないようにする。 | () |

自己評価 A ・ B ・ C

感想

消費者トラブルを解決する方法

・消費者トラブルの事例と解決方法を理解できる。

1. あなただったらどうしますか。 ロールプレイングを通して考えてみよう。

例①【エステの無料体験に行ったら…】

登場人物：ナレーター、A子、エステ店員B・C

ナレーター	A子がスマートフォンを見ていました。
A子	あっ、エステの無料体験が、行ってみようかな。
ナレーター	A子は早速予約を入れたエステのお店に行きました。
店員B	いらっしゃいませ。無料体験です、こちらどうぞ。後で、お肌チェックも一緒にやりましょうね。
ナレーター	エステの後、店員CがA子の顔に肌テストの用紙を付けて言いました。
店員C	あら大変、これからシミになってくるところがいくつもありますよ。
A子	えっ！ そうなんですか。どうしよう。
店員B	今からお手入れしないと、将来、顔中がシミだらけになってしまいますよ。そうそう、当店のシミ予防（になるかもしれない）スペシャルコースが通常5万円なんですけど、今なら特別価格、3万円で受けられるのよ。
A子	そんな大金ありませんよ。
店員C	大丈夫、カードで分割払いにすれば月々3,000円だし。あっ、あこの化粧水も使った方が絶対にいいわよ。1本5,000円とお買い得だしね。とりあえずは4本あればいいと思うよ。
A子	無料だと思って来たのに……。エステやってもらった後だから断りにくいな……。
ナレーター	A子は結局、シミ予防スペシャルコースのエステと化粧水購入の契約書にサインしてしまいました。

例②【SNSで知り合った友達と…】

登場人物：ナレーター、A男、B美

ナレーター	A男は最近、SNSで知り合った女友達のB美が気になっていました。
A男	あっ、B美ちゃんから連絡が来た。今度、会わないか、だって。やったー！
ナレーター	数日後、待ち合わせ場所で。
B美	A男君、お待たせ。はじめましてB美です。けど、ずっとSNSで話していたから、はじめてって感じがしないよね。
A男	（この子かわいい！俺のタイプだよ。）この近くに美味しいお店があるからランチに行こうか。
ナレーター	ランチが終わって店を出ると。
B美	この近くで、アクセサリーの展示販売会やってるの、見に行かない。
A男	いいよ！行ってみようよ。
ナレーター	アクセサリー展示販売会の会場で。
B美	A男君、見て見て。実はこれ、私がデザインした指輪なんだ。カップルでつけられるようなデザインにしたのよ。……A男君とおそろいでつけられたらいいな。
A男	（げっ、2個で3万円もするよ。そんなお金ないよ、けど……。）いいよ、買ってあげるよ。おそろいでつけようよ。
B美	ホントに。うれしい！
A男	カードで分割払いにすれば何とかなるかな……。
ナレーター	後日、A男は。
A男	B美ちゃんと全然連絡取れないよ。あっ、SNSブロックされてる！ 何だよも～。

どんなことに気が付きましたか。記入しよう。

2. 悪徳商法について確認しよう。

1. ワンクリック詐欺  パソコンやスマホのアダルト動画をクリックすると、突然登録料や会費を請求する画面になる。	2. ネットオークションや通信販売での詐欺  インターネットオークションや通信販売で、代金を前払いしたにもかかわらず、商品の引き渡しが行われず、販売者と連絡が取れなくなる。	3. アポイントメントセールス  SNSで知り合った人に呼び出されて、言葉巧みに貴金属や時計など高額な商品を買わされる。	4. マルチ商法  「あなたも商品を購入して会員になり、お友達を勧誘するともうかる」などと言って、商品を購入させて会員にし、友達や知人を勧誘させる。	5. 点検商法  家屋や水道などの点検と称して訪問し、故障箇所などの問題点を指摘して不安をあり、工事をさせて高額な費用を請求する。
---	---	---	--	--

未然に防ぐにはどうしたらよいか考えよう。

3. 消費者を守る法律や相談機関を知ろう。

- ① 消費者と事業者との間のすべての契約に適用され、契約に一定の問題がある場合は契約を取り消すことができる法律。⇒()
- ② 製品の欠陥により被害が生じた場合において製造業者などによる損害賠償の責任を定めた法律。⇒()
- ③ トラブルが多い訪問販売や通信販売、電話勧誘販売などについて事業者の義務や禁止行為、クーリング・オフなどを定めたもの。⇒()
- ④ 訪問販売やキャッチセールスなどは条件が整えば契約を解除することができる。⇒()
- (契約書を受取ってから8日間・20日間 金額は3000円未満 通信販売は不可 教科書参照)
- ⑤ 消費者行政の司令塔として、消費者トラブルの情報を一つに集約・調査分析して素早く解決するために2009年に設立された機関。⇒()
- ⑥ 消費者の安全を守るために商品テストをしたり、消費者から相談を受けるなど必要な情報を提供する国の機関。⇒()
- ⑦ 地方公共団体が無料で消費者の苦情相談や情報提供などを行う機関。⇒()
- ⑧ 2004年に制定され、消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援をかねている法律。⇒()

A・特定商取引法 B・消費者契約法 C・消費者庁 D・製造物責任法(PL法) E・消費者センター
F・クーリング・オフ G・国民生活センター H・消費者基本法

4. クーリング・オフ制度についてまとめよう。

クーリング・オフとは()の意味である。この制度は訪問販売などで消費者が特定の取引に限って、()に契約を解除することができる。

＜クーリング・オフができる条件＞	
① クーリング・オフできる期間 契約書を受け取った日を1日目として数える	- 訪問販売・キャッチセールス・アポイントメントセールスなどは()日間 - マルチ商法は()日間
② クーリング・オフできない場合 	()円未満の商品を現金で買ったとき。 - 化粧品や健康食品などの消耗品で、使用したもの。 - インターネットショッピングなどの()はクーリング・オフができない。それぞれの事業者の返品や交換の規定を事前に確認しておく。
③ クーリング・オフの仕方 クーリング・オフされたかどうかをめぐって業者とトラブルになることが少なくない。そこで、誰から誰にあてて出したのかを、証明できるもので送る。	- メール、SNS、USBメモリー、FAXなど電磁的記録による通知または、はがきなどの文書による通知で行う。 - 書いたはがきは、両面をコピーし控えとして保管する。 - はがきは「特定記録郵便」か「簡易書留」などで送る。 ＜未成年者だからといって、何でも取り消しができるわけではないので注意する。＞ - メール、SNS、WEBフォームはスクリーンショットなどで保存しよう。 ハガキの書き方の例 通 知 書 次の契約を解除します。 契約年月日 令和〇〇年〇月〇日 商品名 〇〇〇〇 契約金額 〇〇〇〇〇円 販売会社 株式会社×××× □□営業所 担当者△△△△ 支払った代金〇〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。 令和〇〇年〇月〇日 板橋区〇〇町〇丁目〇番〇号 氏名 〇〇〇〇

自己評価 A ・ B ・ C

感想

消費者の権利と責任

・消費者の権利と責任について理解できる。

1. 消費者の権利と責任についてまとめよう。

8 つの権利
① 生活の基本的ニーズが（ ）される権利 食料、衣服、家屋、医療、教育、など基本的で欠くことのできない製品・サービスを受けられる。
② （ ）を求める権利 健康や生命に害を及ぼす危険な製品から守られる。
③ （ ）権利 正しい選択のために必要な情報が提供される。
④ （ ）する権利 満足できるいくつもの製品・サービスの中から公正な価格で購入できる。
⑤ （ ）が反映される権利 消費者の意見が行政や事業者 zu 十分反映される。
⑥ （ ）を受ける権利 誤り、偽物、あるいは不満足なサービスについての被害の救済を受けたり、苦情が適切に処理される。
⑦ （ ）を受ける権利 自信をもって商品を選ぶのに、必要な知識や能力を得られる。
⑧ 健全な（ ）を享受する権利 現在及び将来の世代が、健全な環境で働き生活できる。

8 つの権利

A・安全 B・知らされる C・選択 D・意見 E・保障
F・補償 G・環境 H・消費者教育

5 つの責任
① （ ）な意識をもつ責任 商品・サービスの価格、品質等について関心を払い、疑問をもつ。
② 主張し（ ）する責任 正しいことは主張し、公正な取り扱いを求めて行動する。
③ 社会的（ ）への配慮をする責任 自分の消費行動が社会に及ぼす影響、特に弱者に及ぼす影響を自覚する。
④ （ ）への配慮をする責任 自分の消費行動が環境に及ぼす影響を理解する。
⑤ （ ）する責任 消費者の権利を守るために協力し、連帯する。

グリーンコンシューマーの10原則

いくつかできているかな？○をしてみよう。

- () ① 必要なものだけを必要なだけ買う
 - () ② 使い捨て商品ではなく、長く使えるものを選ぶ
 - () ③ 容器や包装はないものを優先し、次に最小限のもの、容器は再使用できるものを選ぶ
 - () ④ 作る時、買う時、捨てる時に資源とエネルギー消費の少ないものを選ぶ
 - () ⑤ 化学物質による環境汚染と健康への影響の少ないものを選ぶ
 - () ⑥ 自然と生物多様性をそこわらないものを選ぶ
 - () ⑦ 近くで生産・製造されたものを選ぶ
 - () ⑧ 作る人に公正な分配が保証されるものを選ぶ
 - () ⑨ リサイクルされたもの、リサイクルシステムのあるものを選ぶ
 - () ⑩ 環境問題に熱心に取り組み、環境情報を公開しているメーカーや店を選ぶ
- 積み重ねが大切！

5 つの責任

A・批判的 B・行動 C・環境 D・連帯 E・弱者

2. よりよい消費生活について考えよう。

- (1) 国際消費者機構＜CI＞は8つの（ ）と5つの（ ）をあげている。消費者の権利と責任は車の車輪のように両方とも大切である。
- (2) 環境のことを考えて商品や店を選ぶ消費者のことを（ ）という。
*10 原則は上記参照
- (3) 商品の選択・購入は自分の意見を表す投票行動と似ている。問題のある商品に投票しない、つまり（ ）しないという選択が商品を改善させたり、企業の姿勢を変えたりする。私たち一人ひとりの選択・購入がよりよい商品を社会に流通させ、よりよい社会を築くことにつながる。

【各地の消費者センターや国民生活センターに寄せられた相談で注意喚起や改善された事例】

- ① 高さが調節できる入浴用イスを使用していたところ、脚の片方が突然低くなって転倒する事故が報告されました。調べたところ、高さ調節機構のバネの素材に鉄が使われていて、さびたことが原因だと分かりました。消費者へ注意喚起するとともに、事業者はバネをさびない素材へ変更して、無償修理対応を実施しました。
- ② アイロンを使用していたところ、パチパチと音がして煙が出たとの報告がありました。調べたところ、アイロンを作るときにコードの切りくずが製品の内部に入っていたためと分かりました。アイロンは新しいものと交換され、今後は異物が製品の中に入らないよう、工場の管理を厳しくしていくとの報告がありました。
- ③ 子ども用のマニキュアを女兒が使用していたところ、爪が白くなったりしたという報告がありました。調べたところ、一部の商品から有害な物質のホルムアルデヒドが検出されました。使用の中止を呼びかけるとともに、事業者によって商品は回収されることになりました。

3. これまでの学習を踏まえて、消費者の権利と責任について考えをまとめよう。

自己評価 A ・ B ・ C

感想

〈ノート〉

- ・環境に配慮した生活や行動を工夫することができる。

4. 私たちの地域の取組について確認しよう。

知っておこう かたつむりのおやくそく

板橋区のごみ減量の合言葉

「かたつむりのおやくそく」は
ごみを減らすための合言葉です。
普段の暮らしの中で、意識して
取り組みましょう！



たづねようず



いせつにつかう



かいきる



だにしない



さいくる



5. 資源とごみの分け方と出し方を考えてみよう。

資源とごみの分け方・出し方	記号で選択	注意事項(P15～17 参照)	
資源		- びん、缶、ペットボトル、プラスチックは洗って出す。 - スプレー缶は不燃ごみに出す。 - 汚れの落ちないプラスチックは可燃ごみに出す。	① ペットボトルのキャップ ② 貝殻 ③ 牛乳パック ④ 布団 ⑤ アルミホイル ⑥ 運動靴 ⑦ 使い捨てカイロ ⑧ サッカーボール ⑨ ノート ⑩ 折れた傘 ⑪ ペットボトル本体 ⑫ レシート ⑬ 汚れの落ちないびん ⑭ たんす ⑮ 食品用トレイ ⑯ お菓子の袋(プラスチック素材)
可燃ごみ(燃やすごみ)		- 生ごみはよく水気を切る。 - 油はそのまま捨てない。	
不燃ごみ(燃やさないごみ)		スプレー缶、カセットボンベは出し方に注意。	
粗大ごみ (粗大ごみ受付センターに 申し込む)		粗大ごみには回収に料金がかかる。	

環境に配慮した暮らし方の工夫についてまとめよう。

自己評価 A ・ B ・ C

感想

学習のまとめ

1. 環境を守る5 Rをまとめよう。

- (1) 使わないものは使う人にあげる。 ()
- (2) 必要なもの以外は購入しない。 ()
- (3) むだな包装を断る。 ()
- (4) 資源として再生し、再利用する。 ()
- (5) 筆箱が壊れたときに修理する。 ()

2. 循環型社会についてまとめよう。

循環型社会とは() → () → () の輪をつなげて太くすることである。これが()破壊をいとめる取り組みになる。

3. 消費生活についてまとめよう。

- (1) 私たちが購入し、消費している商品には文具や食品などの()と交通や習い事などの()がある。
- (2) 商品を購入するときにそれが本当に必要なものかを考えよう。また、買うと決めたら価格だけではなく、品質・()・()・アフターサービス・()への影響などを考えることが必要である。
- (3) 商品を購入する際にテレビコマーシャルやカタログ、商品のチラシなどから()収集をする。
- (4) 購入時には情報の一つである()や()を必ず確認する。

4. 販売方法の種類と特徴をまとめよう。

販売方法	() 販売	() 販売		
種類	小売店・専門店・デパート () ()	消費生活協同組合など	() 販売	() 販売
特徴	- 商品を見て直接購入できる。 - 他の商品と比較できる。 - 店舗がないと購入できない。 	- 店舗に行かなくても、商品の購入ができる。 - 組合員が商品カタログなどを見て購入し、配達してもらう。	- 実物を見ることできない。 - ジャドママークを確認する。	他の商品と比較しにくい。 

A・通信 B・スーパーマーケット C・訪問 D・店舗 E・コンビニエンスストア F・無店舗

5. 支払い方法の種類と特徴をまとめよう。

前払い	即時払い	後払い

A・携帯電話等の使用料 B・プリペイド型電子マネー C・デビットカード D・キャッシュカード
E・図書カード F・クレジットカード G・テレホンカード H・現金

6. 契約についてまとめよう。

- (1) 商品の売買では売り手と買い手の間に()の関係が成立する。
- (2) 契約に当てはまるものを選びなさい。
- A・電車やバスに乗る。 B・友達にCDを借りる。 C・電話でピザを注文する。
D・友達と電話で遊びに行く約束をする。 E・美容院・理容店で髪を切る。

--

7. トラブルを防ぐにはどうするかまとめよう。

- (1) 次のような悪質商法を何というか。
- ① インターネットオークションや通信販売で、代金を前払いしたにもかかわらず、商品の引き渡し
しがされず、販売者と連絡がとれなくなる。()
- ② 友達などを装ったメールに記載されているURLをクリックすると、アダルト系サイトへ接続されて
利用料金を請求される。()
- ③ 商品を購入させて会員にし、「あなたも商品を購入して会員になり、ほかの人を勧誘すると、
とてももうかる」と言って友人や知人を勧誘させる。()
- ④ メールや電話、インターネットなどで「料金が未払いです。至急連絡するように」などと脅し
てお金を振り込ませる。()
- ⑤ 電話等で「抽選に当たった」などと言って喫茶店や営業所に呼び出し、商品などを購入させる。
()

A・マルチ商法 B・ワンクリック詐欺 C・アポイントメントセールス D・架空請求 E・ネットオークションや通信販売での詐欺

- (2) クーリング・オフについてまとめよう。
- ① 解約できる期間は契約書を受け取った日から()日間である。
- ② 店舗で購入した商品や()販売には適応()。
- ③ 現金取引で()円未満の商品は対象外となる。
- ④ 解約は()などの文書で通知する場合は、特定記録郵便か簡易書留で送付する。

8. 消費者の権利についてまとめよう。

- (1) 生活の基本的ニーズが保証される権利
- (2) 健康が守られ()権利
- (3) 商品についての()が与えられる権利、知らされる権利
- (4) 自分の納得のいく商品を()権利
- (5) 商品の改善や開発に対して()を反映される権利
- (6) 商品に関して被害の救済を受ける権利・補償を受ける権利
- (7) 消費生活に必要な知識や、技能を身に付けるための()を受ける権利
- (8) 健全な環境で暮らす権利

9. 消費者を支えるしくみについてまとめよう。

- (1) 消費者を保護の対象としていた消費者保護基本法は2004年に()と
いう法律に改正。
- (2) 製品の欠陥に関する製造業者などの責任を定めた法律を()という。
- (3) 契約の際に事業者にな適切な行為があった場合、契約を取り消すことができる法律を
()という。
- (4) 商品やサービスをめぐる契約のトラブルなど、消費生活に関する相談を受け付ける機関を
()という。
- (5) 地球環境への負担の少ない消費の在り方をめざし、環境へ配慮した生活スタイルを送っている
人々のことを()という。

10. 暮らし方と環境についてまとめよう。

(1) 環境マークを線で結んで確認しよう。

①



原料に古紙を規定の割合以上使用した製品に表示されています。

ア

②



分別回収が簡単にできるようにカンの表面に表示されています。

イ

識別表示マーク

③



環境にやさしいと認められた商品に表示されています。

ウ

④



ペットボトルを簡単に分別回収できるように表示されています。

エ

識別表示マーク

⑤



環境に関する様々な事業を行っている板橋区の施設です。

オ

(2) 便利になった生活の問題と、ごみを減らすための工夫についてまとめよう。

- ① 使い捨て容器の普及で、食品が衛生的に、()に買えるようになった。また、容器の()化により、輸送のエネルギーを省くことができるようになった。しかし、使い捨て容器の普及は()の量を増加させる要因となっている。
- ② 日常生活でごみを減らすにはさまざまな方法が考えられる。
例えば、買い物の時に()を持参し、レジ袋やおだな包装を()。
調理時に()に配慮し、おだかでないように考えて作ることや()に食べることが大切である。
- ③ 使わなくなったものは人に()。または()ショップなどに持って行く。
- ④ 残さず最後まで()。また、使わないものは()。
- ⑤ ごみは正しく()する。→ P15 ～ 18 参照

11. 「わたしは消費者」の学習を通して感想をまとめよう。

(まとめ方のポイント：かしこい消費者、暮らし方と環境、今の生活の課題と今後の実践など)

〈ノート〉

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal green dashed lines.

資源とごみの分け方・出し方

資源（プラスチック）

週 1 回

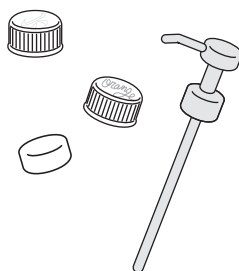
プラスチック素材だけでできている製品を回収します。
一部のプラスチック製品には  マークがついているので、マークを目安に分別することをお勧めします。

ボトル類



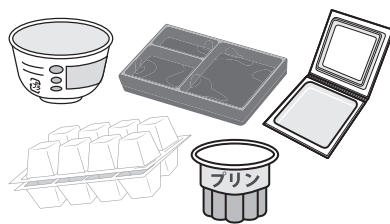
シャンプー・リンス・洗剤などのボトル

キャップ類



ペットボトルなどのキャップ

パック・カップ類



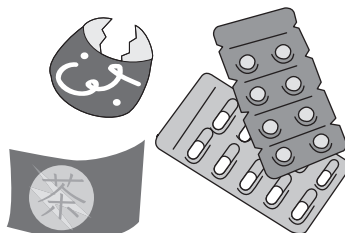
カップ麺・弁当などの容器、
卵・豆腐・納豆などのパック、
プリン・ゼリーなどのカップ

袋類



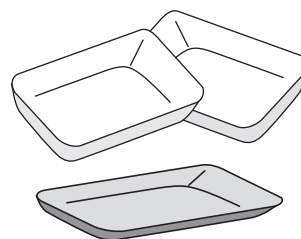
お菓子の袋・詰め替え用袋

ラベル・フィルム類



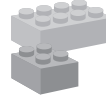
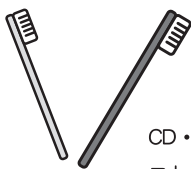
ペットボトルのラベル
錠剤の包装フィルム

トレイ類



肉・魚・野菜などのトレイ

その他



CD・DVD(ケース含む)、ハブラシ、プラスチック製のスプーン・フォーク・ストロー・コップ・おもちゃ(金属部品などが使われているものを除く)など

- 透明・半透明の中身が見える袋に入れて集積所に出してください。

※袋は二重にしないでください。



- 汚れている場合は布などで拭き取る、水ですすぐなどして汚れを落としてください。

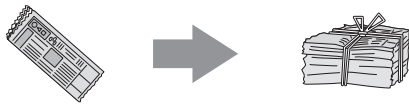
※食べ物の色が残っている程度ならお出しいただけます。

- 汚れが落ちない場合は可燃ごみに出してください。

資源（古紙）

週 1 回

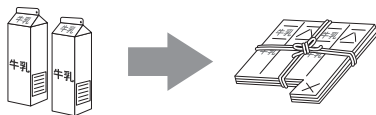
新聞



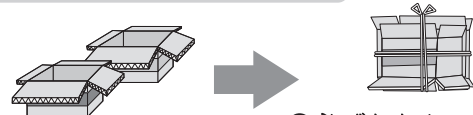
雑誌



紙パック

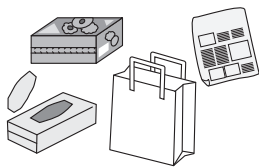


段ボール

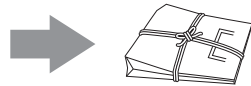


●必ずたたんでください。

紙箱・紙袋・OA用紙



ボール紙、トイレットペーパー・ラップの芯、投げ込みチラシ、包装紙、パンフレット、ノート、カレンダー、学校配付のプリントなど含む



●紙袋などでひとまとめにして出してください。

- 同一種類で複数の場合は、種類別にひもで十字に縛って出してください。
- ガムテープは使用しないでください。
- ビニール袋に入れないでください。
- 雨天時も古紙回収は行います。

資源（びん・缶・ペットボトル）

週 1 回

びん

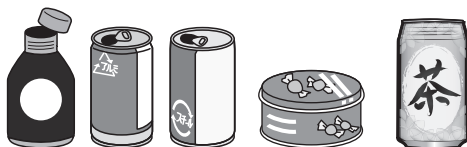
飲料・食品用に限る



- ふたをはずし、中をすすいで黄色い箱に入れてください。
- ふたは、コルクは可燃ごみ、金属類は不燃ごみ、プラスチックは資源（プラスチック）へ

缶（スチール・アルミ）

飲料・食品用に限る

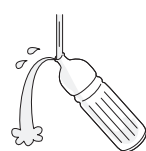


- 中をすすいで青い箱に入れてください。
- ふたも回収します。

ペットボトル



- キャップ・ラベルははずして資源（プラスチック）へ。



- 中をすすぐ。



- つぶす。



- 専用 ネット 等に入れる。

可燃ごみ (燃やすごみ)

週3回

生ごみ



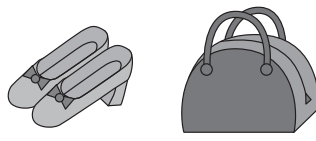
水分をよく切ってください。

衣類



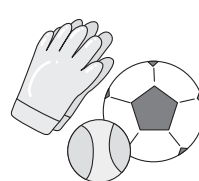
拠点回収も行っています。

革製品類



金属類はできるだけ取り除いてください。

ゴム製品



資源に出せない紙ごみ



写真・レシートなどの感熱紙、
汚れやにおいの付いた紙など

古紙として回収できない紙類は
可燃ごみです。

資源に出せないプラスチック



プラスチックでも汚れの落ちない
ものは、可燃ごみです。

出し方・注意事項

- 竹串など先のとがったものは、紙で包んで「キケン」と表示してください。
- 家庭用シュレッダーごみは袋に「家庭用」と表示してください。

「ふたつきの容器」

ごみ袋をふたつきの容器に入れて出す
ことで、カラスや猫などによるごみの
散乱対策には最も効果があります。



「透明・半透明のごみ袋」

ごみ袋の口は必ず結んでください。中身が
確認できない袋（黒いビニール袋、紙製の
袋、がら袋、土のう袋）、破れやすい袋、段ボ
ール箱は使わないでください。

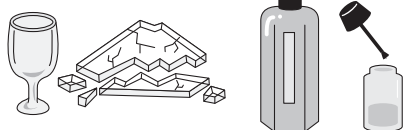


不燃ごみ (燃やさないごみ)

月2回

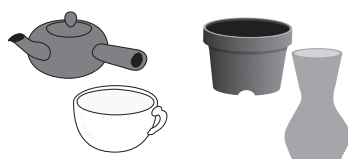
ガラス類

汚れたびん 化粧品のびん
板ガラスなど マニキュアのびん



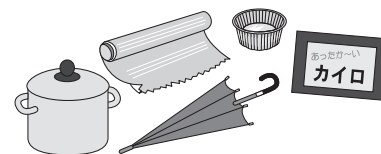
陶磁器類

皿・急須など 植木鉢・花瓶など



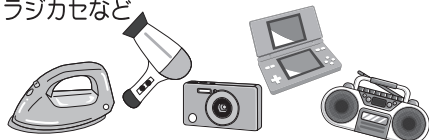
金属製品類

なべ（最大辺がおおむね30cm未満）・
アルミホイル・かさ・使い捨てカイロなど



最大辺がおおむね30cm未満の小型家電製品

アイロン・ドライヤー・小型カメラ・ゲーム機・
ラジカセなど



拠点回収も行っています。

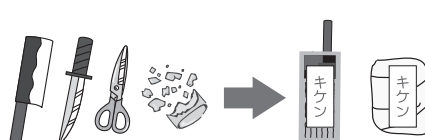
⚠️ カセットボンベ・スプレー缶・ライター

キャップ(プラスチック部分)は外して
資源(プラスチック)に出してください。



- 中身を使い切る。
- 袋に「カセットボンベ」「スプレー缶」「ライター」と表示する。
- 缶は穴を開けずに出してください。

⚠️ 刃物類・割れ物



- 紙などに包んで「キケン」と表示してください。

出し方・注意事項

「ふたつきの容器」



「透明・半透明のごみ袋」

ごみ袋の口は必ず結んでください。中身が確認できない
袋（黒いビニール袋、紙製の袋、がら袋、土のう袋）、
破れやすい袋、段ボール箱は使わないでください。



粗大ごみ

家具、寝具など最大辺がおおむね 30 cm 以上のものが粗大ごみです。30 cm 未満のものでも粗大ごみになるものがあります。(ボウリングのボール、鉄アレイ、ダンベルなど)

解体・分解した場合も、取り扱いは粗大ごみとなります。

回収には、品目ごとに異なる料金が発生します。

家電リサイクル

家庭用のエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、家電リサイクル法によりリサイクルすることが義務付けられています。回収には、品目ごとに異なるリサイクル料金が発生します。

拠点回収

次の資源は、地域センターや区民事務所等の区内の公共施設に回収ボックスを設置し回収しています。

・使用済小型家電 ・廃食用油 ・古布・古着 ・ハブラシ ・食品用トレイ ・紙パック

・ボトル容器（プラスチック製） ・乾電池

(食品用トレイ、紙パック、ボトル容器、乾電池の拠点回収は、令和 7 年 3 月末で終了します。)

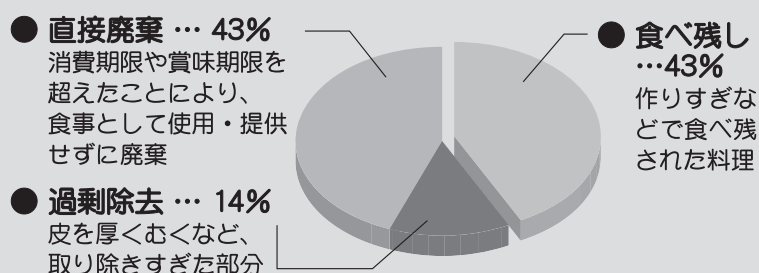
食品ロス削減に向けた取組

食品ロスとは

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいいます。日本は、食料の多くを輸入に依存しているにもかかわらず、食品ロスが年間約 472 万トン（国民一人あたり 38 kg）と言われています（令和 4 年度推計）。そのうちの約 236 万トンは、家庭から出たものです。

＜家庭における食品ロスの内訳(令和 4 年度)＞

(参考)環境省資料



食品ロス削減のために、家庭でできること

食品を買う時や調理する時などにひと工夫して、食品ロス削減に取り組みましょう。

買う

- 使う量・食べられる量だけ買う
- 冷蔵庫にあるものをチェックしてから買い物へ行く
- できるだけ手前に陳列されているものから買う

調理する

- 残っている食材から使う
- 作り過ぎず、食べられる量だけ調理する
- 野菜や果物の皮は薄くおぎ、食べられる部分を増やす

食べきる

- 好き嫌いをせずに、残さず食べる
- 食べきれなかった場合は、ほかの料理に作り替えるなど、献立や調理方法を工夫する

フードドライブにご協力ください

フードドライブとは、家庭で使いきれない食品を持ち寄って、地域の福祉団体や施設などに提供する活動のことです。

板橋区では、区内 18ヶ所にある地域センターや子ども家庭総合支援センター、区内一部店舗で回収を行っています。

お預かりした食品は、区内の子ども食堂などに引き渡すほか、フードバンクを通じて福祉団体や施設に提供されます。

消費者センターってどんなところ？

「消費者センター」で聞きました。

質問

消費者センターの活動を教えてください。

相談員

商品やサービスをめぐる契約（解約）のトラブルなど消費生活に関する相談を受け付けています。

困ったことがあったら連絡してください。また、消費者の意識を高めるために、情報紙の発行・消費生活相談員の講師派遣・消費生活講座や消費生活展など、さまざまなイベントを行っています。

困ったことがあるときは、一人で悩まずに家の人や消費者センターに相談しましょう

板橋区消費者センター

☎ **03-3962-3511** (相談専用)

〒173-0004 板橋区板橋 2-65-6 板橋区情報処理センター 7階

★受付時間 月曜～金曜 9:00～16:30（祝日・年末年始を除く）

土曜・日曜の相談は

消費者ホットライン

☎ (局番なし) **188** 番

※音声ガイダンスに沿って電話機を操作してください。

※IP電話などの一部の電話からはご利用いただけません。

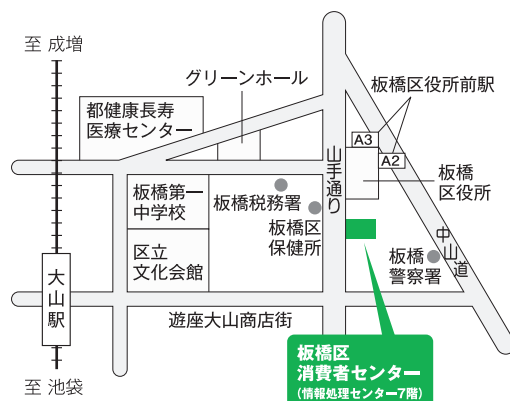
受付時間と対応窓口
(年末年始を除く)

土曜（祝日を除く） 9:00～17:00

土・日曜・祝日 10:00～16:00

東京都消費生活総合センター（直通あり 03-3235-1155）

国民生活センター



●東武東上線 大山駅より徒歩8分

●都営三田線 板橋区役所前駅より徒歩3分

令和6年8月発行

編集 板橋区家庭科教育研究部会 副読本作成検討会
板橋区消費者センター

編集協力 板橋区教育委員会事務局・資源循環推進課・環境政策課

発行 板橋区消費者センター
板橋区板橋二丁目65番6号 板橋区情報処理センター7階
☎ 3579-2266

刊行物番号

R06-41